

令和元年度第1回 大阪市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会
(会議録)

- 1 開催日時 令和元年7月9日(火) 午後2時30分～午後4時30分
- 2 開催場所 大阪市役所P1会議室
- 3 出席委員 牧里分科会長、大前委員、倉光委員、佐田委員、白國委員、手嶋委員、土岐委員、徳谷委員、永岡委員、中山委員、野口委員、藤井委員、宮川(松)委員、宮川(晴)委員、三宅委員、矢田貝委員
- 4 議 題：
 - (1) 地域福祉に関する実態調査について
 - (2) 大阪市地域福祉基本計画の進捗状況について
 - (3) その他(生活困窮者自立支援事業について)

5 会議録

【議事1】

(松村地域福祉課長)

- ・地域福祉に関する実態調査について資料1～5に沿って説明

(永岡委員)

- ・資料3の質問6について、「こども食堂等のこどもの居場所づくりに関する活動」とあるが、高齢者等の大人も含めた居場所づくりとして「みんなの食堂」を社協でも進めており、こどもや子育てのみが活動の対象と捉えられると対象範囲が狭く、実際に幅広く活動している方々をイメージしてもらえるか。
- ・資料4-1、「ボランティア活動等」の表現の仕方について、市民活動も含めて実際に活動している方々をイメージできる設問にしてはどうか。

(松村地域福祉課長)

- ・資料3質問6については、1や2の「ふれあい型高齢者食事サービス」や「ふれあい喫茶などのサロン活動」という選択肢で幅広く選んでいただけたと考えていたが、「こども食堂」も設問中に幅広くやっているという説明等が必要ということか？

(永岡委員)

- ・1や2の「ふれあい型高齢者食事サービス」や「ふれあい喫茶などのサロン活動」は、長く活動してきた経過もあり、イメージがはっきりしているが、「こども食堂」は対象がこどもだけでなく引きこもりの方なども参加されたりと、新しい形の活動である。設問を読んで、活動している方々をイメージできるような表現にしてはどうか。

(牧里分科会長)

- ・後ろの「用語説明」において、「こども食堂」は地域住民を含めて対象としている旨書いているが、設問を読むだけでは「用語説明」まで見ない可能性がある。用語説明にて解説のある用語には「*」をつけて、「後ろに説明があります」等、「用語説明」に誘導し、回答いただくための工夫が必要。

(大前委員)

- ・いくつかの用語には文中に用語解説的なものが入っているものがある。用語解説をしている用語に関しては、すべて注釈等「*」をつけて、後ろの「用語説明」に促す等、整理が必要ではないか。
- ・「こども食堂」の説明の仕方について、「こども食堂」や「学習支援の場所」等、「こどもの居場所」はいくつかあり、食事を提供する場所だけではないので、「こどもの居場所」として解説をするのも一つの方法ではないか。

(松村地域福祉課長)

- ・わざわざ後ろを参照せずとも答えられるように、ある程度文中に用語解説を入れている。一方、詳しい説明が必要なものについては、後ろの「用語説明」にて解説をしている。
- ・「用語説明」にどの用語が載せてあるのかについては、「*」や注釈等をつけて一目でわかるよう工夫していく。

(白國委員)

- ・資料4-2 質問8について、昨今、65歳以上の高齢者の中で、一人暮らしと高齢2人世帯が6割を超えているような現況があり、また包括ケアシステムによって在宅医療や在宅介護が進められる中で、老々介護等様々な問題が発生している。このような状況を踏まえ、看病や介護をする、支えている側の相談にのる、助ける、支援をする、というような項目を入れてはどうか？

(松村地域福祉課長)

- ・「介護者への支援活動」ということか？介護者だけでなく家族等も幅広く組み入れた表現のほうがよいか？

(白國委員)

- ・「看病とか介護をサポートしている人への支援」のような選択肢を質問8の選択肢の中に加えていただきたい。

(松村地域福祉課長)

- ・質問8の中で表現を考えて、選択肢の中に加えることとしたい。

【議事2】

(松村地域福祉課長)

- ・大阪市地域福祉基本計画の進捗状況について資料6に沿って説明

【議事3】

(伊藤生活困窮者支援担当課長)

- ・生活困窮者自立支援事業について資料7に沿って説明

(徳谷委員)

- ・資料6-2 推進状況確認シートの見方について、「備考」が空欄の事業が多くある。「B評価」としている事業については説明が記入されているが、「A評価」でも課題は必ずあるはずである。
- ・4頁の「地域における自主グループ活動の支援」については、実績数が減っているが「A」と

しており、備考欄に「各区の実情に応じて回数や定員を設定できるように取り扱いを変更したため」と理由が書かれている。このように指数だけでなく、「A評価」もわかりやすくなるよう備考欄に書いていただきたい。

- ・「B評価」の事業は、もう少し分析等の記載も必要かと思われる。各局・各区への意識づけ、働きかけという意味でも重要。

(松村地域福祉課長)

- ・自己評価ということで、担当課によって事業の評価も様々で、評価の平準化まではできていない。基本的に「B評価」の場合は必ず備考欄に理由を記入することとしているが、「A評価」の場合は前年度と比較できるように備考欄に実績等を記入してもらっている。もう少し分かりやすい表現が必要かと思われるので、いただいたご意見を反映できるよう、今後検討したい。

(永岡委員)

- ・資料6-2 項番41「福祉避難所の確保の推進」について、避難所数が増えており「A評価」となっているが、必要とされる避難所の数は確保できているのか。

(杉本自主防災企画担当課長)

- ・現在、福祉避難所として登録された各施設に対し、実際に受け入れ可能な人数を報告してもらい集計しているところである。福祉避難所を必要とする方の様々な状態に対応できるよう、引き続き福祉避難所を増やすよう努めていきたい。

(中山委員)

- ・資料7「生活困窮者自立支援事業について」、3頁の新規相談総件数について東淀川区の相談実績が突出している理由は何か。

(伊藤生活困窮者支援担当課長)

- ・東淀川区は、区独自の取組みとして「困サポ」という様々な福祉にかかわる施設の方等が、情報共有や会議の場を設け、連携するということに積極的に取り組まれており、その中で生活困窮者相談窓口の認知度が上がってきていることが要因ではないかと考えている。

(中山委員)

- ・他区も模範にさせていただき、各区同じ認識をもって市全体で取り組んでいただきたい。

(伊藤課長)

- ・生活困窮者自立支援事業は各区いろいろな状況や地域性をふまえており、好事例はしっかり共有して進めていきたい。

(大前委員)

- ・資料6-3 2頁「多様な主体の参画と協働」について、一般社団法人や株式会社において地域課題を解決している団体も数多くある。また、大阪市外に住所をおいて、大阪市内で活動されている団体もある。資料6-3に書かれている基準のNPO法人の数だけで評価とするのは良くないのではないかと。他の事業の評価指標でいうと、研修の回数や相談件数等の具体的な実績件数が用いられているように、「NPOの参画」というところでも他の基準で設けられないものか。

(牧里分科会長)

- ・大阪市が基準としているNPO法人以外でNPO活動している団体等の数は、NPOセンターでは把握していないのか。

(大前委員)

- ・全数としては把握していないが、年間を通して、法人格取得についての相談は全相談件数の半数にも満たない。

(松村地域福祉課長)

- ・基準としているNPO法人だけでなく、一般社団法人等も地域福祉を担っていただいているという視点ももったうえで、今後考えていかなければならないと思っている。しかし、指標として掲げる限り、きちんと数字として捉えられる数でなければならぬため、内閣府NPOホームページにある基準値を適用している。NPOセンターでも把握が難しい状況のなかで、こちらで把握するのは難しいと思うが把握できる手段があるなら検討していきたい。

(大前委員)

- ・全数把握はできないかもしれないが、市民局の市民活動総合ポータルサイトにおいても積極的にNPO、市民活動団体、地域活動協議会の活動の登録を促しており、サイトに登録している団体数を把握することにより、地域福祉活動に参加している団体数を把握できるのではないか。

(松村地域福祉課長)

- ・市民活動総合ポータルサイトに登録いただいている団体数の把握はできると思うので、指標として検討していきたい。

(野口委員)

- ・資料6-2 項番13「高齢者が地域福祉活動に参加するきっかけづくり」について、「介護予防ポイント事業」の活動登録者が増えているにも関わらず、「B評価」となっている。活動登録をしても実際の活動件数は非常に少ない。在宅での老々介護の問題もあるので、介護施設だけでなく在宅介護においてもポイント制度を導入する必要があるのではないか。そうすれば、自宅で付きっきりで介護を行っている家族の方も休憩できる。高齢化が今後ますます進み、老々介護の問題も深刻化していくので、そういうところにも目を向ける必要がある。活動場所の枠を広げて、PRをしていく必要がある。

(新原高齢福祉課長)

- ・平成30年度から、モデル事業として「助け合い活動事業（住民の助け合いによる生活支援活動事業）」を実施しており、高齢者の方が自ら気概をもって参加していただけるよう、取り組みを進めているところであるが、ご指摘にもあったとおり実活動者数は少ないというのが現状である。また生活支援となると、プロでないので心配という懸念もあるのではないかと考えている。いずれにしても、周知広報がいきわたっていないため、より多くの方に活動に参加いただけるよう、力をいれていきたいと考えている。

(河野生活福祉部長)

- ・現在、市内3区においてモデル事業として「助け合い活動事業（住民の助け合いによる生活

支援活動事業)」を実施しており、一般の施設だけでなく、在宅高齢者の生活支援活動にも取り組んでおり、「介護予防ポイント事業」の対象を拡充している。平成 30 年度から実施しているが、取組みが広まらない状況であるため、今年度より手法を変更して取り組んでおり、なんとかして活動を広めたいと考えている。試行錯誤している段階なので、次回分科会や高齢福祉分科会等で状況報告したい。

(藤井委員)

- ・高齢福祉分科会で議論すべきところであるが、事業について不可解な点があるのでお伺いしたい。「介護予防ポイント事業」について、介護保険料が財源となっているかと思う。国も推奨している事業かと思うが、私からすると、介護保険料を払っている高齢者の方が介護予防の活動をしたら換金されるという仕組み自体がおかしいのではないかと思う。換金されるという制度が果たしていいのか、その点について見解をお伺いしたい。また、資料 6-2 の項番 14 にあるように、当該事業の対象を拡充しているが、これは「生活支援体制整備事業」の B 型に近い仕組みで、全国的に失敗しており、広がっていない。現時点で、活動が広がらない要因をどう考えているか教えてほしい。

(河野生活福祉部長)

- ・「介護予防ポイント事業」の財源については確認する。「介護予防ポイント事業」の換金できるという仕組みがおかしいのではないかということか。

(藤井委員)

- ・私が大阪市民と仮定したら、私の介護保険料が介護予防の活動をした人に換金されていくという仕組み自体が、介護保険制度の根幹的なところではどうなのか。私も詳しく事業の仕組みや財源等のお金の流れがわかっているわけではないが、一般市民としてはそう捉えてしまう。そういうことをすると、市民活動や高齢者の健全な活動そのものを逆に阻害してしまうのではないかと思う。また、在宅高齢者にも事業を拡大しているようだが、この事業に該当しない助け合い活動をするポイントももらえないが、この事業に該当する活動をするポイントももらえる。この差は何なのか。この事業に該当しない活動をする市民が多いから活動が広まらないと考えているが、該当する活動、該当しない活動の判断は、地域福祉活動との関連でどう考えているのか。

(河野生活福祉部長)

- ・「介護予防ポイント事業」の財源構成は確認のうえ回答する。インフォーマルな助け合い活動が広がれば「介護予防ポイント事業」でなくてもいいかと思う。ただインフォーマルな助け合い活動、地域での助け合いの活動を広げようとするときに、支援する側の方を介護予防という目的を含めて、高齢者の方が登録をして手助けをするということが、本人にとっても良いサービスを受ける側にとっても良いので、この事業が広がっていけば地域での助け合い活動も広まってくのではないかと考えている。地域での助け合い活動が十分にできていればいいのだが、現状はそうでないと思うので、大阪市としては地域での助け合い活動を広めるために、「介護予防ポイント事業」を実施し、在宅高齢者にも対象を拡大している。本格実施ではなく、あくまでもモデル実施であり、効果検証しながら事業を進めていきたい。

(藤井委員)

- ・高齢者の方が地域での生活を支え合っていくということを無理に「サービス」という枠組みとして誘導していくことが地域福祉活動の健全な発達となるのか。これは明らかに一般の高

齢者の方々に参加してもらって「サービス活動」である。ここはきちんと峻別しないと、地域福祉活動が不健全になる。私が聞いたのは、この事業が広まっていない要因であり、まだ事業開始から半年しか経っていないので1年経ってどうなのか、しっかり検証して報告いただきたい。

(牧里分科会長)

- ・地域福祉という観点での検討と、高齢福祉という観点での検討の仕方は違うかと思うが、今の話を聞いていると2つの視点があるかと思う。高齢者自身が介護予防のために介護予防ポイント制度を使った活動を行った際に換金されることに対して、65歳以上の方で介護保険料を払っているが介護保険料は困っている人にあげたらいいと純粋に思う方と、介護サービスを利用しないように努力しているのだから、少しぐらい評価して保険料を返してほしいと思う方である。ご本人に視点をあてて元気老人を増やしていくという側面と、助け合いという側面はまた違う。

(藤井委員)

- ・このポイント制度において、介護保険の原則を崩してなんでもありにして、そういうものを普遍化するのが、果たして健全なのかという話である。健全な住民活動と関係したときに、これから活動を広めていき、みんながどんどんこのポイントをとろうとする中で、この事業の財源に介護保険料を突っ込むのか。いまは活動も広まっていない状態でもあるし、かわいい金額で問題にもなっていないかもしれないが、そういう話である。そこの整理をある時期にしっかりお聞きしたい。

(河野生活福祉部長)

- ・そここのところの整理は当然今後行っていく。額的には少ないにしろ、介護保険料を突っ込んでもなお、この事業をやっていかなければならないのかというところは、今後介護保険事業及び各計画の方向性を含め、市民アンケート等で市民の方々の声も吸い上げながら議論していく。

(倉光委員)

- ・私どもの施設では介護予防ポイントを目的にして（ボランティアに）来る高齢者もいる。本人も「私は月に1回だけでいい。それだけしか行きません。」とはっきりおっしゃる。施設側にしても「この人はポイントを目的としている人だ。言葉は悪いが、将来的に換金するために来ている人だ。」と分かる。事業者としても、そういう方については時間まで「この仕事をやっていただく。」と決めている。また、そういう人は時間が1分でも過ぎるとすぐに帰られる。一方で、そうでない方にも多数お越しいただいている。「今日はポイントカード忘れたからまた今度でええわ。」とか、こちらから言わないとポイントの話をしなない人もいて、両極端である。施設側も現実としては使い分けている。

(白國委員)

- ・資料7「生活困窮者自立支援事業について」就労が事業の柱。学習支援や家計支援等、生活保護とは別の新しい制度。担当としては、自立支援事業についてどういう位置づけで、どう認識しているのか。また、計画の中でどう取り上げられていくのか。いまは、生活保護に溶け込んでしまっている。生活保護に匹敵する新しい制度であるのに、そういった広報が不十分である。

(伊藤生活困窮者支援担当課長)

- ・平成 27 年に始まり、属性に関わらず高齢、障がい、児童等の各分野の支援に横ぐしを刺すような制度で、生活の上で生きづらさを抱える方々、生活保護に至っていないが様々な困窮を抱える方々からの相談をまず一旦受け止め、断らず相談をさせていただくという非常に重要な制度だと考えている。取組み不足のご指摘をいただいているが、区役所の中でも周知広報を進め、庁内での連携も進めていきたい。国において、制度の進捗状況を確認する尺度として、相談件数と就職者数が管理されている。しかし、就職だけがゴールではない。就労支援だけでなく、生活全般の支援が必要だと考えており、引き続き取組みを進めていく。

(藤井委員)

- ・地域福祉としてどう取り上げるか。制度の狭間を捉える総合相談支援につながる事業として非常に重要だと考える。新規相談件数は高いが就労数が少ない。景気の問題もあるが、就労者数の 10 倍程度相談にのっている。就労までに繋がっていないこの 9 割の方への支援が制度の根幹であり、経済的困窮への支援もそうではあるが、社会的孤立への支援や居場所づくり、中間就労への支援が地域福祉の眼目。今後具体的に方針を出していただき、地域福祉として取り組んでいけばいいのではないかと。

(倉光委員)

- ・継続して就労できているのかも重要。1 箇月なのか 3 箇月なのか。データを取ればよりはっきり出てくると思われる。

(牧里分科会長)

- ・非正規雇用なのか正規雇用なのか、長く続くのか続かないのか等も重要。雇用就労も一つの目標ではあるが、それ以外の地域支援やあり方、居場所づくりや孤立させない取組み等地域福祉的な意味づけも見据えて評価をしてはどうか。

(永岡委員)

- ・健全な地域福祉の発達からも、足りないサービスをどう増やすかだけでなく、地域福祉の課題である自治をどう創るか、組織全体をどう動かしていくのかもあわせて議論が進むといい。

(牧里分科会長)

- ・サービスだけでなく、サポート（見守り・評価・認知・絆・繋がり）が欠けており、そういうことも含め、生活困窮者支援や介護の問題を考えるのがこの分科会の役割だと考える。皆様からのご意見を参考にし、事務局も考察いただきたい。

以上